

(四十四) テトラクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(四十五) トリクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
(略) 一・二 (略) 三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 (略) 八 尿中の潜血検査	六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 血清グルタミン酸オキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルピクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査 八 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
(三十五) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (略) 一・二 (略) 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (新設) 五 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 六 (略) (新設)	(新設)

(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	(略)	(略)	六月
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)

(三十九)	(四十)	(新設)
(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 五 (略)
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 五 (略)
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 五 (略)

(五十七)	(五十六)	(五十五)	(五十四)	(五十三)	(五十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 六 (略) 七 尿中の糖の有無の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 七 (略)	六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣 ^ニ 検鏡の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査

(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 (新設) 二 五 (略) 六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査	一 業務の経歴の調査 二 三 (略) 四 全血比重 赤血球数等の赤血球系の血液検査 五 (略)	一 (新設) 二 五 (略)	一 (略) 二 四 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 七 (略)	一 (新設) 二 三 (略) 四 尿中のウロビリノーゲンの検査

(五十八)	(五十九)	(六十)	(六十一)	(六十二)	(六十三)	(六十四)
マゼンタ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	一・二 (略) 三 メチルイソプチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソプチルケトンの量の測定	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 (略) 四 尿中の蛋白の有無の検査

(新設)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一 (新設) 二 (略)	一・二 (略) 三 メチルイソプチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査	一 (新設) 二 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 (略)	一 (略) 二 (新設) 三 (略) 四 尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査

業 務	業 務	業 務
(一) 次、物を製造し、又は取り扱う業務 (略) 二 ジクロロベンジン及びその塩	(六十五) 四一 アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を試験研究のために製造し、又は使用する業務 (略) 一 作業条件の簡易な調査 二 四一 アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査) 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	(六十六) 四一 ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を試験研究のために製造し、又は使用する業務 (略) 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四一 ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査
業 務	業 務	業 務
(一) 次、物を製造し、又は取り扱う業務 (略) 二 ベーターナフチルアミン及びその塩	(新設) 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂造影検査	(五十三) 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四一 アミノジフェニル及びその塩 二 エニル及びその塩 三 エニル及びその塩 四 エニル及びその塩 五 エニル及びその塩 六 エニル及びその塩 七 エニル及びその塩 八 エニル及びその塩 九 エニル及びその塩 十 エニル及びその塩 十一 エニル及びその塩 十二 エニル及びその塩 十三 エニル及びその塩 十四 エニル及びその塩 十五 エニル及びその塩 十六 エニル及びその塩 十七 エニル及びその塩 十八 エニル及びその塩 十九 エニル及びその塩 二十 エニル及びその塩 二十一 エニル及びその塩 二十二 エニル及びその塩 二十三 エニル及びその塩 二十四 エニル及びその塩 二十五 エニル及びその塩 二十六 エニル及びその塩 二十七 エニル及びその塩 二十八 エニル及びその塩 二十九 エニル及びその塩 三十 エニル及びその塩 三十一 エニル及びその塩 三十二 エニル及びその塩 三十三 エニル及びその塩 三十四 エニル及びその塩 三十五 エニル及びその塩 三十六 エニル及びその塩 三十七 エニル及びその塩 三十八 エニル及びその塩 三十九 エニル及びその塩 四十 エニル及びその塩 四十一 エニル及びその塩 四十二 エニル及びその塩 四十三 エニル及びその塩 四十四 エニル及びその塩 四十五 エニル及びその塩 四十六 エニル及びその塩 四十七 エニル及びその塩 四十八 エニル及びその塩 四十九 エニル及びその塩 五十 エニル及びその塩 五十一 エニル及びその塩 五十二 エニル及びその塩 五十三 エニル及びその塩 五十四 エニル及びその塩 五十五 エニル及びその塩 五十六 エニル及びその塩 五十七 エニル及びその塩 五十八 エニル及びその塩 五十九 エニル及びその塩 六十 エニル及びその塩 六十一 エニル及びその塩 六十二 エニル及びその塩 六十三 エニル及びその塩 六十四 エニル及びその塩 六十五 エニル及びその塩 六十六 エニル及びその塩 六十七 エニル及びその塩 六十八 エニル及びその塩 六十九 エニル及びその塩 七十 エニル及びその塩 七十一 エニル及びその塩 七十二 エニル及びその塩 七十三 エニル及びその塩 七十四 エニル及びその塩 七十五 エニル及びその塩 七十六 エニル及びその塩 七十七 エニル及びその塩 七十八 エニル及びその塩 七十九 エニル及びその塩 八十 エニル及びその塩 八十一 エニル及びその塩 八十二 エニル及びその塩 八十三 エニル及びその塩 八十四 エニル及びその塩 八十五 エニル及びその塩 八十六 エニル及びその塩 八十七 エニル及びその塩 八十八 エニル及びその塩 八十九 エニル及びその塩 九十 エニル及びその塩 九十一 エニル及びその塩 九十二 エニル及びその塩 九十三 エニル及びその塩 九十四 エニル及びその塩 九十五 エニル及びその塩 九十六 エニル及びその塩 九十七 エニル及びその塩 九十八 エニル及びその塩 九十九 エニル及びその塩 一百 エニル及びその塩

(前)	(一)	(二)
三 オルトトリジン及びその塩 四 ジアニンジン及びその塩 五 オーラミン 六 (略) 七 マゼンタ 八 (略)	(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベーターナフチルアミン及びその塩 二 アルファーナフチルアミン及びその塩 三 オルトトリジン
	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

(一)	(二)	(新設)
三 アルファーナフチルアミン及びその塩 (新設) 四 (略) 五 (新設) (略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルトトリジン及びその塩 三 ジアニンジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)
一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査		一 作業条件の調査 二 (略)

(四)	(略)	一 (略) 二 全血比重、赤血球數等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)
(五)	(略)	一 作業条件の調査 二・四 (略)
(六)	(略)	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査（血液像を含む）、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
(七)	(略)	一 (略) 二 末梢 ^{しゆしゆ} 神経に関する神経医学的検査
(八)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(九)	(略)	一 作業条件の調査
(十)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(十一)	(略)	一・四 (略) 五 知覚異常、ロンベルグ症候、持 ^{しやう} 抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
(十二)	(略)	一 作業条件の調査 二・三 (略)

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)
(略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、シアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査	(略)	(略)	(略)	(略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファ1ミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 (削る)

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
(略) 一 作業条件の調査 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、シアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査	(略)	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は肝機能検査	オルトトリルイジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	(略) 一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) (略) 一 尿中のカドミウムの量の測定 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 三 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣鏡検の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査	(略)

(十七)	(十六)	(九)	(十)	(十一)
(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) (前) 二 一・四・ジオキサン (前) (前) (前) (前) (前) 三 前二号に掲げる物をその重量の一百パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を除く）又は腎機能検査	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二・三 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)

十九	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)
(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 四塩化炭素 三 一・四・ジオキサン 四 一・二・ジクロロエタン 五 スチレン 六 一・一・二・二・テトラクロロエタン 七 テトラクロロエチレン 八 トリクロロエチレン 九 メチルイソブチルケトン 十 前各号に掲げる物をその重量の一百パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査 二 (略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）	一 作業条件の調査 二 (略)	一 作業条件の調査 二・三 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)

(三十三)	(三十二)	(三十一)	(三十)	(二十九)	(二十八)	(二十七)	(二十六)	(二十五)	(二十四)	(二十三)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 四塩化炭素 二 一・二・ジクロロエタン 三 前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	(略)
一 (略) 二 神経学的検査 三 (略)		一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)		一 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 (略)			一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、及び血清ガンマグルタミルトランスアミナーゼ(γ-GTP)の検査を除く)又は腎機能検査	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)	

(三十三)	(三十二)	(三十一)	(三十)	(二十九)	(二十八)	(二十七)	(新設)	(二十六)	(二十五)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
一 (略) 二 神経医学的検査 三 (略)		一 作業条件の調査 二 (略)		一 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 (略)				一 作業条件の調査 二 (略)

(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)	一・二 (略) 三 赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中的酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)	一 (略) 二 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経学的検査 六 (略)	一・二 (略) (削る) 三・四 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二・四 (略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 二 (略)		

(四十二)	(四十一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)	(三十六)	(三十五)	(三十四)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)	一 作業条件の調査 一・二 (略) 三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中的酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定	一 作業条件の調査 二 (略)	一 (略) 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経医学的検査 六 (略)	一・二 (略) 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目 四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査 五・六 (略)	一 作業条件の調査 二・四 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)		

(五十四) 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物の	(五十三) (略) 一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査	(五十二) (略)	(五十一) (略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査	(五十) (略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査	(四十九) メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査	(四十八) (略) 一・二 (略) 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 四 (略)	(四十七) (略) 一・二 (略) 三 神経学的検査	(四十六) (略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略) 三 神経学的検査
(五十) 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 (略) 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物の	(四十九) (略) 一・二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査	(四十八) (略)	(四十七) (略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査	(四十六) (略) 一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査	(新設) 一・二 (略) 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 四 (略)	(四十五) (略)	(四十四) (略) 一・二 (略) 三 神経医学的検査	(四十三) (略) 一 作業条件の調査 二 (略) 三 神経医学的検査

様式第二号（表面）を次のように改める。

様式第2号（第40条関係）（表面）

特定化学物質健康診断個人票

氏 名	生年月日		年 月 日	雇入年月日	年 月 日
	性 別		男・女		
業 務 名					
健康診断の時期 (雇入れ・配置替え・定期)					
第 一 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	作業条件の簡易な調査の結果				
	既 往 歴				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医師の診断及び第二次健康診断の要否				
	健康診断を実施した医師の氏名 (㊦)				
	備 考				
第 二 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日				
	作業条件の調査の結果				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医 師 の 診 断				
	健康診断を実施した医師の氏名 (㊦)				
備 考					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 (㊦)					

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。